

令和元年度

亘理町健全化判断比率及び資金不足比率に関する

審査意見書

亘理町監査委員

亘監第 35 号
令和2年8月20日

亘理町長 山田周伸 殿

亘理町監査委員 渋谷 憲之

亘理町監査委員 安藤 美重子

健全化判断比率等審査意見書の提出について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律(平成19年法律第94号)第3条第1項及び第22条第1項の規定に基づき、町長より審査に付された令和元年度健全化判断比率及び資金不足比率について審査したので別紙のとおり意見書を提出します。

目 次

第1	審査の対象	1
第2	審査の期間	1
第3	審査の概要	1
第4	審査の結果	1
1	健全化判断比率の状況	2
	(1) 実質赤字比率	
	(2) 連結実質赤字比率	
	(3) 実質公債費比率	
	(4) 将来負担比率	
2	資金不足比率の状況	6

凡 例

1. 各表中に用いた数字は、表示単位未満を四捨五入して表示した。したがって、合計と内訳の計及び対前年度比較が一致しない場合がある。
2. 比率は表中数値によって算出し、小数点第3位を四捨五入した。したがって、構成比等において合計と内訳の合算比率が一致しない場合がある。
3. 各表中の符号の用法は、次のとおりである。

「－」	……………	該当数値がないもの、算出不能または無意味なもの
「0」、「0.00」	……………	該当数値はあるが、単位未満のもの
「△」	……………	負数または減数

令和元年度 健全化判断比率等審査意見書

第1 審査の対象

令和元年度決算に基づく実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類。

第2 審査の期間

令和2年7月1日から令和2年8月7日まで

第3 審査の概要

審査に当たっては、町長から提出された健全化判断比率、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に算定又は作成されているかどうかを主眼として実施した。

第4 審査の結果

審査に付された次の健全化判断比率、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に算定又は作成されているものと認めた。

なお、各比率は次のとおり、いずれも早期健全化基準、経営健全化基準を下回っている。

【健全化判断比率】

(単位:%)

健全化判断比率	平成30年度	令和元年度	令和元年度 早期健全化基準	財政再生基準
① 実質赤字比率	—	—	14.01	20.00
② 連結実質赤字比率	—	—	19.01	30.00
③ 実質公債費比率	4.9	4.8	25.0	35.0
④ 将来負担比率	—	—	350.0	

(注) 実質赤字額、連結実質赤字額及び将来負担率が生じていない場合は、「—」で表示している。

【資金不足比率】

(単位:%)

資金不足比率	平成30年度	令和元年度	経営健全化基準
① 互理町公共下水道事業特別会計	—	—	20.0
② わたり温泉島の海特別会計	—	—	
③ 互理町工業用地等造成事業特別会計	—	—	

(注) 資金不足が生じていない場合は、「—」で表示している。

1 健全化判断比率の状況

(1) 実質赤字比率

実質赤字比率は、一般会計等の実質収支の赤字額の標準財政規模に対する比率を示すものである。

(単位:千円、%、ポイント)

区 分		実質収支額等		増減
		平成30年度	令和元年度	
一 般 会 計 等	一般会計	688,830	471,732	△ 217,098
	一般会計等に属する特別会計 土地取得特別会計	28	27	△ 1
	奨学資金貸付特別会計	1,429	475	△ 954
合 計		690,287	472,234	△ 218,053
実質赤字額 ①		△ 690,287	△ 472,234	218,053
標準財政規模 ②		7,129,862	7,102,573	△ 27,289
実質赤字比率 ①/②×100		— (△ 9.68)	— (△ 6.64)	— 3.04

(注) 1 実質赤字比率は、実質赤字額がないため、「—」で表示している。

2 ()内の数値は、実質収支額が黒字である場合は、△(負の値)で参考として表示している。

令和元年度も一般会計等の実質収支額が、472,234千円の黒字であるため、前年度と同様に実質赤字比率は算定されない。

(2) 連結実質赤字比率

連結実質赤字比率は、公営企業を含む全会計を対象とした実質赤字額及び資金不足額の標準財政規模に対する比率を示すものである。

(単位:千円、%、ポイント)

区 分		実質収支額等		増減	
		平成30年度	令和元年度		
一般会計等	一般会計	688,830	471,732	△ 217,098	
	一般会計等に属する特別会計	土地取得特別会計	28	27	△ 1
		奨学資金貸付特別会計	1,429	475	△ 954
公営事業会計	一般会計等以外の特別会計のうち公営企業に係る特別会計以外の会計	国民健康保険特別会計	28,732	35,268	6,536
		介護保険特別会計	42,952	27,090	△ 15,862
		介護認定審査会特別会計	0	0	—
		後期高齢者医療特別会計	401	3,408	3,007
公営企業会計	法適用	水道事業会計	869,114	932,926	63,812
		公共下水道事業特別会計	36,289	75,997	39,708
	法非適用	わたり温泉島の海特別会計	101	662	561
		工業用地等造成事業特別会計	714,261	1,103,224	388,963
合 計		2,382,137	2,650,809	268,672	
連結実質赤字額 ①		△ 2,382,137	△ 2,650,809	△ 268,672	
標準財政規模 ②		7,129,862	7,102,573	△ 27,289	
連結実質赤字比率 ①/②×100		— (△ 33.41)	— (△ 37.32)	— △ 3.91	

(注) 1 連結実質赤字比率は、連結実質赤字額がないため、「—」で表示している。

2 ()内の数値は、連結実質収支額が黒字である場合は、△(負の値)で参考として表示している。

令和元年度全会計の実質収支額及び資金不足額の合計額は、2,650,809千円の黒字であるため、前年度と同様に連結実質赤字比率は算定されない。

(3) 実質公債費比率

実質公債費比率は、一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模に対する比率を3か年平均した指標を示すものである。

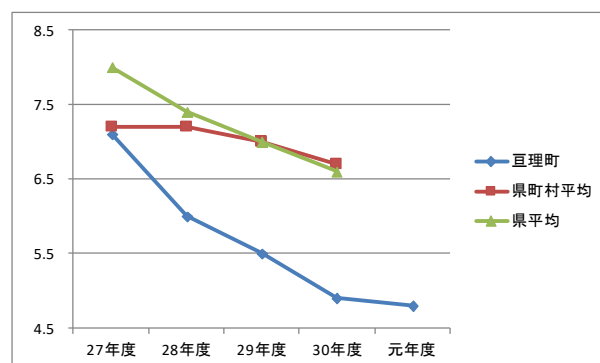
(単位:千円、%、ポイント)

区 分	平成29年度	平成30年度	令和元年度	対前年度 比較増減
元利償還金 ①	828,999	866,739	871,043	4,304
準元利償還金 ②	618,104	554,847	610,448	55,601
公営企業繰入金 (地方債償還財源分)	601,343	540,083	598,425	58,342
一部事務組合等負担金 (地方債償還財源分)	8,955	14,764	12,023	△ 2,741
公債費に準ずる債務負担行為	7,806	0	0	0
一時借入金の利子	0	0	0	0
特定財源 ③	240,495	263,115	253,633	△ 9,482
貸付金元利償還金	40,027	65,137	37,115	△ 28,022
公営住宅使用料	19,153	35,039	37,401	2,362
地方債償還に充当した 都市計画税	181,315	162,939	149,117	△ 13,822
その他	0	0	30,000	30,000
元利償還金・準元利償還金に係る 基準財政需要額算入額 ④	889,948	902,246	895,344	△ 6,902
標準財政規模 ⑤	7,058,614	7,129,862	7,102,573	△ 27,289
実質公債費比率(単年度) (((①+②)-(③+④))/(⑤-④))×100	5.13336	4.11434	5.35689	1.24255
実質公債費比率(3か年平均)	5.5	4.9	4.8	△ 0.1

令和元年度の実質公債費比率は、4.8%で前年度に比べ0.1ポイント向上しており、前年度に引き続き早期健全化基準の25.0%を下回っている。

なお、県内の市町村平均と町村平均推移は以下のとおりである。

区分	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度
亶理町	7.1	6.0	5.5	4.9	4.8
県町村平均	7.2	7.2	7.0	6.7	
県平均	8.0	7.4	7.0	6.6	



出典:宮城県総務部市町村課発行「目で見える市町村財政」より

(4) 将来負担比率

将来負担比率は、一般会計等が将来負担すべき実質的な負担の標準財政規模に対する比率を示すものである。

(単位:千円、%、ポイント)

区 分	平成30年度	令和元年度	増 減
将来負担額 ①	17,535,626	18,254,527	718,901
地方債の現在高	9,895,279	10,555,748	660,469
債務負担行為に基づく支出予定額	150	150	0
公営企業債等繰入見込額	6,147,002	6,078,839	△ 68,163
組合等負担見込額	114,823	318,471	203,648
退職手当負担見込額	1,378,372	1,299,456	△ 78,916
設立法人の負債額等負担見込額	0	1,863	1,863
連結実質赤字額	0	0	0
組合等連結実質赤字額負担見込額	0	0	0
充当可能財源等 ②	21,437,313	20,639,898	△ 797,415
充当可能基金	6,338,331	5,669,867	△ 668,464
充当可能特定歳入	3,858,414	3,654,082	△ 204,332
都市計画税	1,825,580	1,763,887	△ 61,693
その他	2,032,834	1,890,195	△ 142,639
基準財政需要額算入見込額	11,240,568	11,315,949	75,381
標準財政規模 ③	7,129,862	7,102,573	△ 27,289
元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額 ④	902,246	895,344	△ 6,902
将来負担比率 $((①-②)/(③-④)) \times 100$	— (△ 62.6)	— (△ 38.4)	— 24.2

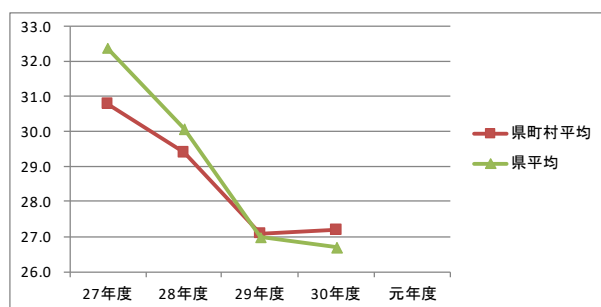
(注) 1 将来負担比率は、充当可能財源等が将来負担額を上回る場合は、「—」で表示している。

2 ()内の数値は、充当可能財源等が将来負担額を上回る場合は、△(負の値)で参考として表示している。

令和元年度の将来負担比率は、前年度と同様に充当可能財源等が将来負担額を上回ったことから算定されない。

なお、県内の市町村平均と町村平均推移は以下のとおりである。

区分	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度
巨理町	—	—	—	—	—
県町村平均	30.8	29.4	27.1	27.2	
県平均	32.4	30.1	27.0	26.7	



出典:宮城県総務部市町村課発行「目で見る市町村財政」より

2 資金不足比率の状況

資金不足比率は、公営企業ごとの資金不足額の事業の規模に対する比率を示すものである。

(1) 法非適用企業

① 亘理町公共下水道事業特別会計

令和元年度亘理町公共下水道事業特別会計において資金不足は発生していないため、資金不足比率は算定されない。

② わたり温泉鳥の海特別会計

令和元年度わたり温泉鳥の海特別会計において資金不足は発生していないため、資金不足比率は算定されない。

③ 亘理町工業用地等造成事業特別会計

令和元年度亘理町工業用地等造成事業特別会計において資金不足は発生していないため、資金不足比率は算定されない。

(単位:千円、%)

法非適用企業			
	公共下水道 特別会計	わたり温泉鳥の海 特別会計	工業用地等造成 事業特別会計
資金不足額 ①+②-③-④ … (A)	△ 75,997	△ 662	△ 1,103,224
歳出額 ①	1,969,568	8,716	299,273
算入地方債現在高 ②	0	0	183,380
歳入額等 ③	2,045,565	9,378	1,585,877
解消可能資金不足額 ④	0	0	0
事業の規模 … (B)	489,237	151,857	1,286,504
資金不足比率 (A) / (B)	- (△ 15.53)	- (△ 0.44)	- (△ 85.75)

(注) 1 資金不足額が△(負の値)の場合は、資金剰余額を表します。

2 資金不足比率は、資金不足が発生していないため、「-」で表示している。

3 ()内の数値は、資金不足が発生していない場合は、△(負の値)で参考として表示している。

令和元年度

亘理町水道事業会計経営健全化

審査意見書

亘理町監査委員

亘監第 36 号
令和2年8月20日

亘理町長 山田周伸 殿

亘理町監査委員 渋谷憲之

亘理町監査委員 安藤美重子

水道事業会計経営健全化審査意見書の提出について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 22 条第1項の規定に基づき、町長より審査に付された令和元年度水道事業会計の資金不足比率について審査したので別紙のとおり意見書を提出します。

令和元年度 互理町水道事業会計経営健全化審査意見書

第1 審査の対象

資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類。

第2 審査の期間

令和2年6月10日から令和2年8月7日まで

第3 審査の概要

この経営健全化の審査は、町長から提出された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

第4 審査の結果

審査に付された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

なお、資金不足比率は次のとおり、経営健全化基準を下回っている。

(単位:%)			
区分	平成30年度	令和元年度	経営健全化 基準
資金不足比率	—	—	20.0

(注) ・各年度の算定の基礎は、前年度互理町水道事業会計決算に基づいている。
・資金の不足額がない場合は、「—」を記載している。

資金不足比率は、公営企業の資金の不足額を公営企業の事業規模で除した比率であり、当事業は資金の不足額が発生していないため、資金不足比率は算定されていない。